意見書

平成 23 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号 105-0003

 とうきょうとみなとくにししんばし

 住所
 東京都港区西新橋1-1-3

とうきょうさくらだ 東京桜田ビル4階

団体名 しゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい 社団法人電気通信事業者協会

代表者氏名 孫 正義

電話番号 (03)3502-0991

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

第二十六条 3 項

今回のガイドライン及び解説の改正により、携帯電話・PHS 事業者が個々の通信に関係しない位置情報について取得及び提供が可能となる条件が整理されますが、位置情報は極めてプライバシー性の高い個人情報であるため、私ども第三者による取得及び提供は、裁判官の発付した令状なしでは認めない等の厳格な運用が維持されるべきと考えます。

また、今回の改正に伴い、携帯電話・PHS 事業者に対し、今後発売される端末への当該位置情報取得に関する機能の搭載等、情報取得を容易にするような新たな義務を課すべきではないと考えます。